

○狭山市自転車駐車場条例

平成21年9月16日

条例第26号

(設置)

第1条 本市は、自転車を利用する者の利便の増進を図るとともに、駅周辺の環境整備に資するため、狭山市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
有料駐車場	狭山市駅西口第1自転車駐車場	狭山市入間川1丁目3番3号
	狭山市駅西口第2自転車駐車場	狭山市入間川1丁目3番1号
無料駐車場	稲荷山公園駅第1自転車駐車場	狭山市稲荷山1丁目7番地
	稲荷山公園駅第2自転車駐車場	狭山市稲荷山1丁目28番地
	入曽駅東口自転車駐車場	狭山市大字南入曽634番地1
	入曽駅西口自転車駐車場	狭山市大字南入曽878番地3
	新狭山駅自転車駐車場	狭山市新狭山1丁目21番地

(一部改正〔平成23年条例12号・令和元年7号・2年31号・5年12号〕)

(利用時間)

第3条 駐車場の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(駐車場の利用)

第4条 駐車場に駐車できる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）とする。ただし、規則で定める駐車場にあっては、自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下これらを「自転車等」という。）とする。

2 有料駐車場の利用の方法は、次に掲げるものとする。

(1) 定期利用 1箇月、3箇月又は6箇月の期間を単位とした利用

(2) 一時利用 入庫から出庫までの間を単位とした利用

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(使用料)

第5条 有料駐車場の利用者は、自転車を出庫するときに、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、カード式回数券（電磁的方法により一時利用をすることができる回数が記録されている券をいう。以下同じ。）及び定期券（定期利用をする者があらかじめ交付を受ける券をいう。以下同じ。）による利用者は、これらを購入するときに別表に定める使用料を納付しなければならない。

（一部改正〔平成23年条例12号・令和元年7号〕）

（利用料金）

第6条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に有料駐車場の管理を行わせる場合においては、利用者は、自転車を出庫するときに、有料駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、カード式回数券及び定期券による利用者は、これらを購入するときに利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（一部改正〔平成23年条例12号・令和元年7号〕）

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車の拒否）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車等の駐車を拒否することができる。

（1）駐車場の構造上又は管理上駐車を不相当と認めたとき。

（2）発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。

（3）この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して、駐車場の施設又は設備を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の休止)

第11条 市長は、駐車場の補修その他管理上特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部について休止することができる。

(禁止行為)

第12条 利用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- (4) みだりに騒音を発し、又はごみその他の廃棄物を捨てること。
- (5) 有料駐車場の一時利用において継続して7日を超えて駐車すること。
- (6) 無料駐車場において継続して14日を超えて駐車すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

(追加〔令和元年条例7号〕)

(違反自転車等に対する措置)

第13条 市長は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反した自転車等が駐車場内に駐車されている場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要な調査を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を駐車場から撤去することができる。
- 4 前項の規定により撤去した自転車等に対する措置については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条の規定及び狭山市自転車等の放置の防止に関する条例（平成7年条例第17号）第10条から第12条までの規定を準用する。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に有料駐車場の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 有料駐車場の利用に関する業務

(2) 有料駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、有料駐車場の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条、第8条、第9条各号列記以外の部分及び第4号並びに第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第11条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第13条第4項（第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あ

らかじめ市長の承認を得て」と読み替える部分に限る。)の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月27日条例第12号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第35号で、同年7月18日から施行)

2 改正後の狭山市自転車駐車場条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する狭山市駅西口第2自転車駐車場の利用に係る改正後の条例第5条ただし書に規定するカード式回数券及び定期券に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和元年6月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日条例第31号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の第2条に規定する第6自転車駐車場に係る第13条に規定する違反自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月24日条例第12号)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年9月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正前の狭山市自転車駐車場条例第2条に規定する第11自転車駐車場に係る第13条に規定する違反自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

別表 (第5条、第6条関係)

1 一時利用に係る使用料額表

入庫から出庫までの時間数	金額
1時間を超え24時間まで	150円

備考

1 入庫から出庫までの時間数が1時間までは、無料とする。

2 入庫から出庫までの時間数が24時間を超える場合の使用料の額は、150円に、24時間(入庫した時間から起算して最初の24時間を除く。)まで増すごとに、150円を加算した額とする。

2 カード式回数券に係る使用料額表

種類	金額
カード式回数券（11回分）	1,500円

備考

- 1 入庫から出庫までの時間数が1時間を超え24時間までを1回分とする。
  - 2 入庫から出庫までの時間数が24時間を超える場合は、24時間（入庫した時間から起算して最初の24時間を除く。）まで増すごとに、1回分とする。
- 3 定期利用に係る使用料額表

（単位 円）

名称	区分	1箇月定期		3箇月定期		6箇月定期	
		学生	一般	学生	一般	学生	一般
狭山市駅	上段	2,200	2,500	6,000	6,800	11,300	12,800
	下段	2,700	3,000	7,300	8,100	13,800	15,300
西口第1自転車駐車場		0	0	0	0	0	0
狭山市駅西口第2自転車駐車場	上段	2,700	3,000	7,300	8,100	13,800	15,300
	下段	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び市長が認める教育施設に通学する者をいう。
- 2 この表において「上段」とは、上下2段式駐車設備の上段部分への駐車をいい、「下段」とは、上下2段式駐車設備の下段部分及び平置き駐車設備への駐車をいう。

